

台湾における日本の地名等に関する商標登録出願の調査結果（2012 年）

1 目 的

日本の地名・地域ブランド等（都道府県名・政令指定都市名・地域団体商標・旧地名）が、台湾において第三者によって商標出願されているかどうかの調査を実施する。

2 調査方法

台湾智慧財産局（特許庁に相当）ウェブサイト を使用し、2012 年 2,3 月に調査を実施した。

（1）都道府県名、政令指定都市名

- ① 「商標検索系統」における商標文字及図形近似検索（商標文字及圖形近似検索）を使用。
- ② 商標名称（圖樣中文）及び商標名称（圖樣日文）の項目に各都道府県名または政令指定都市名を入力。
- ③ 入力したものと同一のものを調査。

（2）地域団体商標検索

- ① 「商標検索系統」における商標文字及図形近似検索（商標文字及圖形近似検索）を使用。
- ② 検索対象商標は日本特許庁ウェブサイトに掲載された地域団体商標（2011 年 10 月付：473 件）。日本語と同様の意味を有する中国語で検索。
- ③ 入力したものと同一のものを調査。

（3）旧地名

- ① 「商標検索系統」における商標文字及図形近似検索（商標文字及圖形近似検索）を使用。
- ② 商標名称（圖樣中文）及び商標名称（圖樣日文）の項目に旧地名（147 種類）を入力。
- ③ 入力したものと同一のものを調査。

3 調査結果

(1) 都道府県・政令指定都市（2008年に引き続き、第2回目の調査）

都道府県及び政令指定都市の漢字名称だけで構成される文字商標（図形を用いた商標は除外）であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

すでに無効となった商標出願を除き、都道府県名のうち18の名称において、また政令指定都市では6つの名称において、日本の府県名及び政令指定都市名等とほぼ同一の商標出願が第三者¹により公告若しくは登録されていることが確認された。また、ほとんどの出願が、登録日より既に5年が経過²していることも併せて確認された。

また、2011年3月から2012年2月までの期間において、1件³が登録されていることが確認された。

<都道府県名>

福島、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、静岡、三重、京都、和歌山、島根、山口、香川、福岡、佐賀、熊本、宮崎

<政令指定都市>

仙台、浜松、川崎、千葉、静岡、福岡⁴

(2) 地域団体商標（2008年に引き続き、第2回目の調査）

2012年2月時点で登録されており、日本人が権利者である地域団体商標だけで構成される文字商標（図形を用いた商標は除外）であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

2011年3月から2012年2月までの期間における地域団体商標について第三者による公告及び登録は確認されませんでした。

¹ 日本地方自治体でない第三者により出願されているが、出願者と各地域との関係が不明。出願人が日本国内の関係者より依頼されている可能性もあることから、冒認出願であるか否かを出願人より画一的に判断することは困難であり、個別の事案に応じて利害関係人が自ら調査を行った上で必要な対策を行うことが重要。

² 5年を経過すると、無効申請を行う際、第三者による出願が悪意により為されたものであることを証明することを求められる場合があるほか、無効申請理由のうち適用されなくなるものがある。（例えば、同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標等と同一又は類似であって、関連する消費者に誤認混同を与えるという規定（商標法第30条第1項第10号）は、5年を経過すると、悪意を証明したとしても適用されない。）

³ 「長野」が、2011年12月に台湾出願人により登録されている。

⁴ 都道府県と同一の地名

①台湾企業による出願

「九谷焼」(21 類：2006 年 11 月登録)

②日本企業等による出願

「江戸小紋」

日本企業からの出願(6,7 類：1994 年 2 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は東京都染色工業協同組合。

「球磨焼酎」

日本企業からの出願(33 類：2004 年 7 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は球磨焼酎酒造組合。

③日本の権利者が関与した出願

「高岡銅器」

伝統工芸高岡銅器振興共同組合、高岡銅器共同組合からの出願(6,21 類：2011 年 3 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

「市田柿」

みなみ信州農業協同組合、下伊那園芸農業協同組合からの出願(29 類：2010 年 7 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

「飛騨の家具」

共同組合飛騨木工連合会からの出願(20 類：2009 年 5 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

「飛騨・高山の家具」

共同組合飛騨木工連合会からの出願(20 類：2009 年 5 月出願)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

「日田梨」

全国農業協同組合連合会からの出願(31 類：2010 年 8 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

「琉球泡盛」

沖縄県酒造組合連合会からの出願(33 類：2008 年 8 月出願)。日本の地域団体商標の権利者は同じ。

なお、地域団体商標の権利者以外の者から出願された場合であっても、必ずしも冒認出願(出願する権利のない者がした出願)ということではない。

（３）旧地名（2008年に引き続き、第２回目の調査）

旧地名のうち 17 の名称において、台湾等の他国出願人によりほぼ同一の商標出願が登録⁵されていることが確認された。また、ほとんどの出願が、登録日より既に 5 年が経過⁶していることも併せて確認された。

2011 年 3 月から 2012 年 2 月までの期間における旧地名について第三者による公告及び登録は確認されませんでした。

＜旧地名＞

上野、美濃、武蔵、伊豆、伊賀、加賀、能登、越前、山城、丹波、長門、讃岐、薩摩、日高、千島、信州、讃州

（調査協力）萬國專利商標事務所（Louis International Patent Office）

⁵ 脚注 1 と同様。

⁶ 脚注 2 と同様。